

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十七号

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

第三条を次のように改める。

#### 第三条 削除

第七条を次のように改める。

（知事による入院措置）

第七条 知事は、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定により精神障害者を入院させたときは、当該精神障害者に家族等（法第三十三条第二項に規定する家族等という。以下同じ。）がある場合にあつてはそのいずれかの者に、当該精神障害者に家族等がない場合又は家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては当該精神障害者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地）を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に別記様式第五号による入院措置通知書により通知するものとする。

第八条第一項中「措置入院者等の入院」を「法第二十九条第一項の規定により入院させられた者（以下「措置入院者」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定により入院させられた者（以下「措置入院者等」と総称する。）の入院」に改める。

第十三条第二項中「当該関係者及び所轄保健所長」を「措置入院者の家族等その他の関係者」に改める。

別記様式第一号中「第23条」を「第22条」に改める。

別記様式第二号中

「保護者を  
同意をした  
家族等（医療者）  
の保護の場  
」に改める。

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第7条関係)

入院措置通知書

平成 年 月 日

様

広島県知事



次のとおり，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第29条第1項の規定による入院措置をいたしました。

なお，精神科病院に入院中の者又はその家族等は，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定により，広島県知事に対して，退院及び処遇改善のために必要な措置を採るよう請求をすることができます。

措置入院者等の氏名	
病院の名称	
病院の所在地	
入院措置年月日	平成 年 月 日

- 注 1 不用の文字は，消すこと。  
2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

別記様式第六号中

措置入院者	フリガナ 氏名	住所	都道府県		市区		町村区	明治 大正 昭和 平成	年月日 (満 歳)
			(男・女)		続柄				
	フリガナ 氏名	住所	都道府県		市区		町村区	明治 大正 昭和 平成	年月日 (満 歳)
			(男・女)		続柄				
保 護 者	フリガナ 氏名	住所	都道府県		市区		町村区	明治 大正 昭和 平成	年月日 (満 歳)
			(男・女)		続柄				

を

措置入院者	フリガナ 氏名	住所	都道府県		市区		町村区	明治 大正 昭和 平成	年月日 (満 歳)
			(男・女)		続柄				

に改める。

別記様式第八号中

保 護 者	フリガナ 氏名	住所	(男・女)		続柄
			続柄		
精神病利用状況	許可病床	床	入院者		名

を

精神病床の 利用状況	許可病床	床	入院者		名
---------------	------	---	-----	--	---

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。